

配偶者からのDV被害経験(単位%)



配偶者から被害を受けたことの相談の有無(単位%)



配偶者から被害を受けたときの行動(単位%)



子どもの被害経験(単位%)



●出典「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成27年3月、内閣府男女共同参画局)

❖ DV被害の現状

内閣府が実施した調査によると「配偶者から一度でもDVを受けたことがある」と答えた割合は女性が23.7%、男性は16.6%となっています。このうち女性の44.9%、男性の75.4%は「どこにも相談しなかった」と回答しています。

また、DVを受けた女性の56.6%は「別れたい(別れよう)」と思っていますが、実際に別れたのは10.8%となっています。

さらに、DVが発生した家庭の

中の子供たちだけでなく、交際相手から振るわれる暴力を「デートDV」といいます。

❖ 知っていますか？ デートDV

DVは大人だけではなく、交際相手から振るわれる暴力を「デートDV」といいます。うち27.3%は、子どもにも被害があったことが分かっています。

配偶者や交際相手からDVを受けながらも「相談するほどのことではない」「自分さえ我慢すれば」などと考えて相談しないケースが多く、表面化していないDVが存在するものと考えられます。

配偶者やパートナーからの暴力に悩んでいませんか  
～一人で抱え込まず、相談を～



DVは重大な人権侵害です。男女どちらも被害者になる可能性があります。背景には、「妻は夫に従うもの」という社会的通念や男女の経済格差など、個人の問題として片付けられない社会的な問題が関係しています。

11月12日～25日は『女性に対する暴力をなくす運動期間』です。この機会にDVについて考えてみませんか。

■ DVに含まれる行為

種類	内容
身体的暴力	殴る、蹴る、物を投げる、突き飛ばす、首を絞めるなど
精神的暴力	大声で怒鳴る、ののしりばかにする、脅迫する、無視するなど
性的暴力	性行為の強要、避妊に協力しない、中絶の強要など
経済的暴力	生活費を渡さない・使わせない、借金を強要するなど
社会的暴力	自由に外出させない、交友関係を制限するなど

❖ DV加害者の特徴

DV加害者は、相手を思い通り

❖ ドメスティック・バイオレンス(DV)とは？

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から受ける暴力を「ドメスティック・バイオレンス(DV)」といいます。DVには、殴る、蹴るといった身体的暴力のほか、精神的暴力、社会的暴力とさまざまな形態があります。

DVの多くは、複数の暴力が重なって起こり、何度も繰り返されるといわれる特徴があります。

にすることが当たり前だと考えており、DVはそのための手段として用いられます。

DVには、次のようなサイクルがあります。

- 緊張期(張り詰めた時期)：DV加害者の緊張が高まり、いつ爆発するか分からない状態
- 爆発期(暴力が起こる時期)：感情的な緊張が限界に達して怒りが爆発し、暴力を振るう
- ハネムーン期(優しくなる時期)：暴力を振るったことをわび、もう暴力を振るわないと誓ったり、プレゼントで埋め合わせたりしようとする

❖ あなたは悪くありません  
一人で悩まず相談しましょう

DV被害を受けていても「私も悪かったから仕方がない」と我慢していませんか。どんな暴力であつても、暴力は振るう方が悪いのです。あなたが悪いではありません。

家庭内のDVを外部に相談することはとても勇気がいることです。しかし、暴力を受け続けることで、自分自身や子どもが取り返

のつかない心身の傷を負うことになるかもしれません。

自分や子どもの将来のために、一人で悩まず、まずは相談してください。

❖ 相談・専門機関では  
どんな支援をしているの？

相談機関では、専門の研修を受けた相談員が悩み事をよく聞いた上で、一緒に問題点を整理し必要に応じて専門機関につなげるなど、解決するために支援します。相談は無料で秘密は守られます。

専門機関では、DV加害者から逃れるための一時保護や自立支援などを行っています。

■ DVに関する相談機関

相談機関	電話番号
DV相談ナビ(内閣府) ※発信場所から最寄りの相談機関の窓口に自動転送されます	☎0570-0-55210
市役所婦人相談窓口 (本庁地域福祉課) ※「児童家庭係につないでください」とお伝えください	☎24-2111
配偶者暴力相談支援センター (県南広域振興局花巻保健福祉環境センター)	☎22-4921
岩手県男女共同参画センター	☎019-606-1762

||||| DV防止について  
考えるセミナー |||||

- 日時 11月14日(火)、午後2時～3時30分
- 会場 まなび学園
- 内容 講演「DVそして子どもへの影響～DVの中の子どもの救うために、私たちにできること～」(講師はNPO法人ハーティ仙台代表理事の八幡悦子さん)
- 定員 40人(先着順)
- 受講料 無料
- 申し込み方法 電話または、はがき、ファクス、メールで下記へ
- ※はがき、ファクス、メールの場合は、参加者の①氏名②電話番号③無料託児希望の有無(1歳～未就学児)を明記
- 問い合わせ・申し込み 本庁地域づくり課(☎025-8601花巻町9-30 ☎24-2111内線420 ✉22-6995 ✉kyodo-danjo@city.hanamaki.iwate.jp)

デートDVによる被害も、身体的暴力のほか、相手を思い通りに支配したり束縛したりしようとする態度や行為を含みます。

デートDV被害者は、「心配を掛けたくない」「怒られる」といった理由から、親には相談しにくいといわれています。

❖ 子どもにもたらすDVの影響

DVが起こっている家庭では、追い詰められたDV被害者が子どもを虐待することがあるほか、子どもに計り知れない影響を与えます。子どもがDVを目撃すること「心理的虐待」を受け、情緒不安定などの症状や不登校、家出などの行動が現れることがあります。

❖ 市の取り組みは？

また、暴力を見て育った子どもは、他人に暴力を振るうようになりたりすることもあります。

市では、市役所婦人相談窓口を設置しているほか、毎年「DV防止について考えるセミナー」を開催しています。

また、市内学校向け「デートDV予防講座」の周知や開催支援なども実施しています。

DVは、どんな理由であろうと許されるものではありません。「DVを許さない」という姿勢を社会全体で示していきましょう。